

## 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	3

令和6年9月10日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	八南交通株式会社（法人番号：8010101003224） 代表者 川和 昇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都八王子市北野町192-1 （本社営業所） 東京都八王子市北野町192-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月26日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和6年9月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	共栄産業株式会社（法人番号：4013401000191） 代表者 齊藤 清人
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都日野市東豊田4-21-2 (本社営業所) 東京都日野市東豊田4-21-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月7日及び令和6年6月21日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)準初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)、(4)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年9月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ワイズツーリスト (法人番号: 7050001032758) 代表者 橋本 慶晴
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県桜川市上野原地新田311-7 (本社営業所) 茨城県桜川市上野原地新田311-7
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月26日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(5)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年9月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	鈴木誠
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南都留郡富士河口湖町河口1931-5 (本店営業所) 山梨県南都留郡富士河口湖町河口1931-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年12月5日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)